

平成 2 6 年 第 2 回

# 武蔵村山市教育委員会定例会

平成 2 6 年 2 月 1 4 日

武蔵村山市教育委員会

## 平成26年第2回武蔵村山市教育委員会定例会

1. 日 時 平成26年2月14日（金）

開会 午前 9時35分

閉会 午後12時06分

2. 場 所 武蔵村山市役所5階 委員会室

3. 出席委員 高 橋 勝 義 土 田 三 男  
指 田 登美子 本 木 益 男  
持 田 浩 志（教育長）

4. 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	河野 幸雄	学校教育担当部長	榎並 隆博
生涯学習スポーツ担当部長	小川 和男	指導担当参事	小寺 康裕
教育総務課長	中野 育三	教育施設担当課長	比留間光夫
学校給食課長	神山 幸男	生涯学習スポーツ課長	山田 義高
国体推進室長	鈴木 浩	図書館長	乙幡 孝

5. 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策グループ 内田 朋英  
橋本真奈美

## 議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第 5号 平成25年度教育予算の補正(第7号)の申出について
- 5 議案第 6号 平成26年度教育予算の申出について
- 6 議案第 7号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 7 議案第 8号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について
- 8 議案第 9号 武蔵村山市教育委員会教育長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則について
- 9 議案第10号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 10 議案第11号 武蔵村山市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程について
- 11 議案第12号 武蔵村山市スポーツ推進委員・地区スポーツ協力員被服貸与規程の一部を改正する規程について
- 12 議案第13号 武蔵村山市国体推進室設置要綱を廃止する要綱について
- 13 議案第14号 担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱について
- 14 議案第15号 武蔵村山市外国語指導助手設置要綱の一部を改正する要綱について
- 15 議案第16号 平成26年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業について
- 16 議案第17号 教育財産取得の申出について
- 17 議案第18号 武蔵村山市立学校の学校医の委嘱について
- 18 議案第19号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の指定について
- 19 協議事項(1) 平成25年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞について  
協議事項(2) 「武蔵村山市立第七小学校・第四中学校小中一貫校」の構想について
- 20 その他
- 21 議案第20号 校長の任命に係る内申について
- 22 議案第21号 副校長の任命に係る内申について

23 議案第 2 2 号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任命に係る臨時代理の承認について

◎開会の辞

○高橋委員長 本日の出席委員は全員でございます。

これより平成26年第2回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

---

◎議事日程の報告

○高橋委員長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

なお、議事の都合により、議案第20号並びに議案第21号については、日程第21及び日程第22としまして、協議事項後といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認め、配付のとおり決定いたします。

---

◎日程第1 会期の決定

○高橋委員長 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

---

◎日程第2 前回会議録の承認

○高橋委員長 日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

本件はこれを承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

---

◎日程第3 教育長報告

○高橋委員長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

教育長より諸般の報告を願います。

教育長。

○持田教育長 それでは、教育長報告をさせていただきます。

第1点目でございますが、平成25年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰の被表彰者の決定についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導担当参事から報告いたします。

○高橋委員長 小寺指導担当参事。

○小寺指導担当参事 それでは、平成25年度東京都教育委員会児童・生徒等表彰の被表彰者の決定について御説明いたします。

本表彰は、平成24年12月1日から、平成25年11月30日までの1年間における都内公立学校に在籍する児童・生徒等の善行及び優れた活動を東京都教育委員会が表彰するものでございます。本市の全小・中学校から2件の児童・生徒を推薦したところ、1件、1名の生徒の表彰が決定いたしました。

第五中学校、第3学年、加藤真一君です。地域の相撲大会の運営、部活動における後輩の指導を率先して行うことで、活動が活性化するなど、ほかの生徒に好影響を与えたことにより、表彰対象となりました。

表彰式は、平成26年2月15日、土曜日、明日、午後1時30分から午後4時30分まで。場所は、東京都庁第一本庁舎5階、大会議場において行われます。

なお、今回推薦をいたしました児童・生徒につきましては、平成26年1月18日に実施いたしました教育のつどい、第1部において、本市教育委員会からも表彰をしたところでございます。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、2点目でございます。平成25年度「武蔵村山市教育のつどい」の開催結果についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導担当参事から報告いたします。

○高橋委員長 小寺指導担当参事。

○小寺指導担当参事 それでは、平成25年度「武蔵村山市教育のつどい」の開催結果について御報告いたします。

平成26年1月18日、土曜日、午後1時から、さくらホールにおいて、「我が国の先人から

学ぶー未来を担う ぼくたち わたしたちー」をテーマに、平成25年度「武蔵村山市教育のつどい」を開催いたしました。

今年度は、児童・生徒、教職員、PTA、地域関係者等、936人の参加があり、近年では最も多い参加を得ることができました。参加者の内訳は、資料のとおりでございます。

実施後の参加者からのアンケートの一部を御紹介させていただきます。

第1部、児童・生徒表彰につきましては、本市にすばらしい才能を発揮し、日々努力をしている小・中学生が多いことに感動した。本人たちだけではなく、ほかの子供たちにとってもとてもすてきで励みになるので、これを続けてほしい。

また、第2部、児童・生徒による意見発表につきましては、統一テーマがとてもよく、有意義な内容で、前向きな気持ちになるすばらしい発表だった。同世代の子を持つ親として感動した。すばらしい。

また、第3部、境野勝悟先生による講演につきましては、日本人の原点を知ることができ、「おはよう」から「さようなら」の語源や、太陽が命であること、三恩三恵に至るまで、様々に参考になった。日本のすばらしさを認識でき、年代を超えたよい講演会であったなど、多くの賛辞を頂戴いたしております。

委員の皆様にも、御参加いただきましてどうもありがとうございました。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、3点目でございます。平成26年度教育課程に係る休業日の設定についてでございます。

資料3を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導担当参事から報告いたします。

○高橋委員長 小寺指導担当参事。

○小寺指導担当参事 それでは、平成26年度教育課程に係る休業日の設定について御説明いたします。

去る平成26年1月の定例教育委員会において、平成26年度和文化教育第11回全国大会武蔵村山市大会実施要綱案について御説明申し上げたところでございますが、改めて平成26年11月21日、金曜日及び翌22日、土曜日の2日間にわたり、本市で開催される和文化教育全国大会の実施に関連して、学校教育法施行令第29条及び武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則第3条2項に基づき、平成26年度の教育課程に休業日を設定いたしました。

教育委員会が定める休業日につきましては、平成26年11月25日、火曜日。

休業日設定理由につきましては、本市教育委員会の教育目標に、「伝統と文化を尊重し、我が国の郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に貢献しようとする子供」の育成を重視することが示されており、各小・中学校では、これまで、様々な取組を通して、日本の伝統や文化、東京都や武蔵村山市の歴史や風土について学ぶ機会の充実を図ってきたことを踏まえて、開催される和文化教育全国大会を通じて、本市の児童・生徒が相互に交流しながら、学習の成果を全国に発信するとともに、本市の全ての児童・生徒が、我が国や郷土に根差した伝統や文化・先人に対する感謝や尊敬の念を持てるようにするための機会とすることから、休業日を設定するものでございます。

以上でございます。

- 持田教育長 続きまして、4点目でございます。武蔵村山市立第九小学校とハワイ州ホノルル市立プレジデント・トーマス・ジェファーソン小学校の文化交流プロジェクト姉妹校についてでございます。

資料4、別冊になっております。資料4を御覧いただきたいと思っております。

内容につきましては、指導担当参事から報告いたします。

- 高橋委員長 小寺指導担当参事。

- 小寺指導担当参事 それでは、本市第九小学校とハワイ州ホノルル市立プレジデント・トーマス・ジェファーソン小学校の文化交流プロジェクト姉妹校について、御説明いたします。

別紙資料につきましては、第九小学校が案として作成したものであり、現時点では今後の長期展望を記載した、いわばドリームプランでございます。

初めに、裏表紙を御覧いただきたいと存じます。

上段には、第九小学校が、これまで本市のみならず全国に先駆けて平成20年度から英語活動の研究を行ってきた経緯を示しております。

また、下段には、トーマス・ジェファーソン校との交流が実現することとなったきっかけ等が記載されております。

第九小学校は、平成24年度から立川市にあるアメリカンスクールであるウエストインターナショナルの子供たちと、田植え、茶摘みなどの活動を通して交流を深めてまいりました。

これに加え、児童が身に付けてきたコミュニケーション能力を実体験として活用する機会として、適切な規模の英語圏の現地校との交流ができないかを探しておりました。

そうした中で、平成25年8月に、当該校の主幹教諭が、本市の教員研修、「輝きアップ研修」を活用して海外研修に参加し、ハワイ州のホノルル市にあるトーマス・ジェファーソン



小学校を訪問する機会を得ました。

また、この研修を主催する講師は、本市、本校の英語活動の授業研究会などを通して、英語活動や英語教育に関して指導・助言をいただいている方であり、今回の実現に当たっても御尽力をいただきました。

こうした経緯により、交流が実現いたしました。

次に、資料の表表紙を御覧いただきたいと存じます。

中段に記載されているとおり、本プロジェクトの目的は、交流を通して異なる言語や文化について理解を深め、グローバルに考えられる、国際観豊かな人材を育てることです。

また、写真は、左側がトーマス・ジェファーソン小学校、右側には、それに対応する第九小学校の写真を張り、構成されております。

資料の内側を御覧いただきたいと存じます。お開きください。

ここには、第九小学校としての今後のプランを長期的に示しているものであり、現時点で両校で確認をしている内容ではございません。平成25年10月28日に、教育長及び第九小学校長がトーマス・ジェファーソン小学校の校長に挨拶文書を送った後、担当教員同士でメールにて挨拶状を交わしました。トーマス・ジェファーソン小学校の担当教員からは、文化交流プロジェクトのパートナーとなる機会を与您いただき、ありがとうございます。このプロジェクトを通して、両校が長く続く関係を築けることを期待していますなど、言葉を頂戴したところでございます。

その後、平成25年12月に、第九小学校から学校生活の様子をDVDにおさめた映像を郵送いたしました。これに対しては、先方担当教員から、お礼に加えて、現在、トーマス・ジェファーソン小学校でも、DVDを送る準備をしている旨の内容のメールが届きました。

今後、第九小学校の第4学年児童、または第5学年児童と先方の第5学年の子供たちとの間で絵画の作品を送るなど、可能なところから交流を行っていく予定となっております。

また、合わせて立川市のウエストインターナショナルスクールとの交流を、さらに充実してまいるところでございます。

これらの取組をきっかけとして、第九小学校のみならず、市内の児童・生徒が教育目標に掲げている国際社会の平和と発展に貢献しようとする子供に育っていくよう、教育委員会といたしましてもできる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、5点目でございます。平成25年度少年少女スポーツ大会「第11回少年少女ドッジボール大会」実施結果についてでございます。

資料5を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、生涯学習スポーツ担当部長から報告いたします。

○高橋委員長 小川生涯学習スポーツ担当部長。

○小川生涯学習スポーツ担当部長 平成25年度少年少女スポーツ大会「第11回少年少女ドッジボール大会」実施結果につきまして、御報告いたします。

本事業は、青少年の健全育成と技術の向上を目的とした少年少女スポーツ振興事業の一環として実施した事業でございます。

詳細につきましては、生涯学習スポーツ課長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○高橋委員長 山田生涯学習スポーツ課長。

○山田生涯学習スポーツ課長 平成25年度少年少女スポーツ大会「第11回少年少女ドッジボール大会」実施結果について、報告いたします。

資料5を御覧ください。

1月25日、土曜日に、小学3・4年の部、26日、日曜日に小学5・6年の部を開催いたしました。

合計75チームで、1,110人という多くの児童の参加をいただきました。

成績につきましては、3・4年男子の部は、七小、侍ジャパン。3・4年女子の部は、十小、ハッピースマイル。5・6年男子の部は、八小、EMPEROR。5・6年女子の部は、二小、MMD C優勝制覇がそれぞれ優勝いたしました。

教育委員会の委員におかれましては、開会式及び閉会式へ御参加いただき、大変ありがとうございました。

以上でございます。

○持田教育長 続きまして、6点目でございます。生涯学習フェスティバル（旧生涯学習市民学園まつり）の実施についてでございます。

資料6を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、生涯学習スポーツ担当部長から報告いたします。

○高橋委員長 小川生涯学習スポーツ担当部長。

○小川生涯学習スポーツ担当部長 生涯学習フェスティバル（旧生涯学習市民学園まつり）の

実施につきまして、御報告いたします。

生涯学習フェスティバルの実施につきましては、昨年度まで生涯学習市民学園まつりとして、実行委員会を組織いたしまして実施しておりました。当該実行委員会の中で、今年度、行われた会議の中で、これまで「生涯学習市民学園まつり」という名称で実施していたわけですけれども、今年度から新たに「生涯学習フェスティバル」という名称に変更して実施するということが決定をさせていただきました。

事業実施内容につきましては、従来の生涯学習市民学園まつりと同様に、世代間交流の場として、幼児から高齢者までが楽しく体験学習することを目的としております。

詳細につきましては、生涯学習スポーツ課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○高橋委員長 山田生涯学習スポーツ課長。

○山田生涯学習スポーツ課長 それでは、生涯学習フェスティバル（旧生涯学習市民学園まつり）の実施について、報告いたします。

資料6を御覧ください。

世代間交流の場として、幼児から高齢者までが楽しく体験、学習することを目的に、3月9日、日曜日、午前10時から午後3時まで、さくらホール及び市役所市民駐車場を使用し、生涯学習フェスティバルを開催いたします。

参加部門につきましては、25団体が紙飛行機、竹細工、木工作などの各種教室や体験学習の場を設けるとともに、3つの団体が模擬店等の出店を予定しております。

教育委員会の委員の皆様には、開会式に出席いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○持田教育長 教育長報告は以上でございます。

7点目のその他でございますが、3点、御報告いたします。

1点目は、学校給食センター食器保管庫の故障についてでございます。内容につきましては、教育部長から報告いたします。2点目は、第5回中学生東京駅伝大会についてでございます。内容につきましては、指導担当参事から報告いたします。3点目は、市立小学校教諭による個人情報の紛失についてでございます。学校教育担当部長から報告いたします。

以上でございます。

○高橋委員長 それでは、まず1点目の件について、河野部長、お願いします。

○河野教育部長 食器消毒保管庫の故障と今後の対応等につきまして、御報告をさせていただきます。

きます。

学校給食センターで給食のトレー、食器等を熱風消毒し、翌日の配送までの間、衛生的に保管しておくための食器消毒保管庫4台のうち、主に小皿の消毒保管を行っている1台が、先月、1月29日の午後、洗浄作業中に突然停止し、稼働しなくなりました。

当該保管庫は、棚回転式で、棚を回転させながら熱風を当てて食器を乾燥、消毒するもので、モーターを駆動させられず、棚が回転しないと、乾燥、消毒ができなくなり、給食を盛りつける食器が不足することとなります。

そこで、学校給食課では、御飯の一部につきまして食器を使わずに済むおにぎりに変更するとともに、提供した食器の中で相盛りにしてもらうことにより、対応を図ったところでございます。

抜本的な対策といたしましては、モーターを固定している部分の修繕が可能と判定されれば、そのような修繕を行いますが、機器全体の入替えが必要となりますと多額の経費が必要となることから、稼働している3台中での運用も、現在、検討しているところでございます。

なお、保護者の皆様につきましては、2月13日付をもちまして、学校給食センターで使用している食器消毒保管庫が故障し、小皿の一部が取り出せない状態となってしまいました。このため、全体の食器数に不足が生じることから、献立の一部を変更して対応することとしたところでございます。そのような旨の通知をさせていただいたところでございます。

なお、今後の対応等につきまして、詳細につきましては学校給食課長から御報告させていただきます。

○高橋委員長 神山学校給食課長。

○神山学校給食課長 それでは、御報告をさせていただきます。

ただいま教育部長が御報告申し上げましたとおり、小学校の給食調理等を行っている市立学校給食センターにございます食器消毒保管庫の故障により、提供できる食器の数が限られてしまったことから、1月30日の給食から、急遽、一部の御飯については食器を使わないで済むおにぎりに変更し、また使用する食器の組み合わせを変えるなどして対応してまいりました。

ただ、いつまでもこのような対応を継続することもできないということで、来週、2月17日の給食から当分の間、提供できない分の小皿に変えて紙皿を提供させていただくこととしております。

また、機器の復旧に関してですが、この食器消毒保管庫は1万枚を超える小皿を保管することができるという大変大きな機械でございまして、故障の部分がこの機械の基礎部分にあるということで、部分的な修理が可能かどうかを含めて業者の方でも検討している状況でございまして、今のところ時期については明らかとなっております。

小学校の給食センターにつきましては、老朽化が進んでいることから、施設の更新も検討中であり、多額の費用はかけづらいという事情もございしますが、あと数年間は現在の施設を使用する必要があり、施設設備の延命化を図らなければならないということもございします。4台のうち、残る3台の保管庫につきましても、ほぼ同時期の導入となっており、こちらについても考えなければならないわけですが、現在使用している食器は強化磁器製で重さがあることから、これが保管庫に負担をかけているというようなこともございしますので、例えば最近導入が増えてきているポリエチレンナフタレート製など、軽い食器に切りかえることでも延命化が図れるのではないかとということで、そういったことも含め、現在検討を進めている状況でございしますので、御報告をさせていただきます。

以上でございます。

○高橋委員長 それでは、2点目については小寺指導担当参事、お願いします。

○小寺指導担当参事 それでは、第5回中学生東京駅伝大会について御報告いたします。

平成26年2月9日、日曜日に、味の素スタジアムで開催予定となっております第5回中学生東京駅伝大会につきましては、残念ながら前日の大雪の影響により中止となりました。本年度は、武蔵村山市陸上競技協会と東京経済大学陸上競技部の学生に実技指導の御協力をいただき、3回の練習会及び試走会に臨みました。また、元世界陸上のマラソン代表、早乙女等先生をお招きして、御指導もいただいたところでございます。代表選手たちは、1回1回の練習に真剣に取り組み、徐々にタイムを縮めるとともに、学校からの帰宅後も自宅周辺を自主的に走る選手の姿も見られたと伺っております。

大会は中止となりましたが、多くの方々に支えられ、選手たちが大会本番に向けて真剣に取り組むことができましたお礼を含め、ここで御報告とさせていただきます。

以上でございます。

○高橋委員長 それでは、3点目については榎並学校教育担当部長、お願いします。

○榎並学校教育担当部長 平成26年1月16日、木曜日に、市立小学校教諭が担任をする児童28名分の通知表所見を記録したUSBメモリを紛失するという事態が発生いたしました。USBメモリには、担任する児童の前学年時の1・2学期と現学年1学期分の通知表の所見のほ

か、学校だよりや学級だよりが記録されておりました。

校長は、当該教諭の報告を受け、全教職員に指示をし、校内及び当該教諭の自宅を探しましたが、見つけることができなかったことから、1月20日、月曜日、午後7時に、東大和警察に遺失届を行うとともに、1月22日、臨時保護者会を開催し、事故の概要及び今後の対応策等について説明を行いました。

教育委員会といたしましては、1月22日に臨時校長会を開催し、学校における個人情報の適正な管理について指導を行いました。

今後とも教職員のサービスの厳正について、指導の徹底を図ってまいりたいと考えております。

なお、USBメモリにつきましては、引き続き探しているところでございます。

以上でございます。

○高橋委員長 それでは、ただいまの教育長報告に対する質疑等があれば、お受けしたいと思います。

いかがでございましょうか。

本木委員。

○本木委員 それでは、幾つか。まず、ドッジボールなんですけど、ドッジボールに限らずサッカー大会ですとかね、若い先生が大分、生徒のために指導していただく姿を見ますと、お休みの中、本当にありがたいなという気持ちでいっぱいになりました。何かの機会に褒めていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、今のUSBメモリの件なんですけど、新聞等々でもよく目にするんですけど、まさか我が市でもというような気持ちで聞かせてもらったんですけど、なくすつもりではないんでしょうけれども、十分注意していただけるようにしていただければありがたいなと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

○高橋委員長 土田職務代理者。

○土田職務代理者 同件なんですけれども、個人情報の取り扱い、慎重にされているとは思いますが、たしか行政、この役所の中でもUSBメモリの使用は取り扱いになっていないのではないかと。記録はハードディスク等の媒体で記録して、そういった移動可能なものには記録されていないような気がしますけれども、その辺、今後の対応として各学校においても、いわゆるそういうものも使わない、ハードディスクならハードディスク専門にするような設備投資を、きちんとカバーしてあげるような考え。もちろん一番、このUSBメモ

りの利点というのは、その業務中以外でも、それに記録することによって、いわゆる自分の本当の余った時間に、その仕事ができる。いわゆるそのために持ち帰ったり、移動させたりするということから、こういうことが起きているんですけども、やはり先生方の日々はかなり過重労働、そういったことも、もっとそっちのほうも考えてあげて、設備投資もきちっとカバーをしてあげて、そういうものに頼らなくてもいいような体制を、今後つくっていかなければ、いつ、やはり慎重にしているにしてもそういったことは、忘れたころ起きてくることもありますので、そういった面で今後、事務局として、そういった人たちのカバーをどういう方面で考えていきたいのか、なくされた方だけを責めるということではなくて、組織的にそういった体制づくりをどういうふうに考えていこうかなとか、何かそういうのがありましたらちょっとお聞かせください。

○高橋委員長 河野教育部長。

○河野教育部長 ただいま職務代理の方から御質問を頂戴いたしました外部媒体の接続という部分でございますが、おっしゃいますとおり市の中におきましては、出先もそうですが、基本的にはCDあるいはUSBの接続はできないような仕組みにはなっております。USBやCDを使う場合につきましては、市の文書情報課の方に連絡いたしまして、一時的に使えるような開放もしていただいて、情報の外部への流出、あるいは私的なUSB等の利用につきましては制限を加えているところでございます。

そこで、ただいま御質問にございましたとおり、各学校においてでございますが、私どもの事務局といたしましても、USB、私的USBも含めまして、外部媒体の接続はできないような方法も検討はさせていただいているところでございます。しかしながら、市内14校全てにそれらを導入するとなりますと、多額の経費がかかるというのも現実でございます。私どももそういう外部媒体等が使えないような仕組み構築のため、市行政、財政当局と今後は協議してまいりたいと、このようには考えているところでございますが、それがいつ可能かということになりますと、やはり学校で使っております教職員個々の個人情報というものの重要性を改めて認識していただかなければいけないと、これが基本であろうかなと私は思っております。しっかり、そういう中におきましては、各学校におきましては、学校でのUSBにつきましては、学校長が管理いたしまして、許可をいたしまして、学校の備品の中のUSBを使っているというのはございます。今回の事故につきましては、それを逸脱した部分も多少あるのかなというふうに思いますが、先ほど申し上げましたとおり、教職員のセキュリティ、個人情報の重要性につきましては、さらなる指導をしてまいりたいと、このよう

に考えているところでございます。

以上でございます。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長、何かありますか。

○榎並学校教育担当部長 ただいま部長のほうからお話ございましたが、学校には校費で購入しているUSBがございます。プリントアウトなどをする際には、そちらを使って作業するようにということが約束になっておりますので、本件の場合、私物のUSBを持ち込んでいるというところで、非常に大きな過失があったというふうに認識をしております。

以上でございます。

○高橋委員長 よろしいですか。

○土田職務代理者 はい。

○高橋委員長 ほかに。

指田委員。

○指田委員 第九小学校の英語活動のこの研究ですね、歩みを見ましても、とても熱心に取り組まれておまして、立川市のウエストインターナショナルスクールとももう既に交流をされて、素晴らしい活動をしているんですが、また武蔵村山市立学校教員研修の「輝きアップ研修」で、昨年8月ですか、それに行かれて、このような進行をしている文化交流プロジェクト姉妹校としての進み方、素晴らしいなと思います。ぜひとも、この実現されることを願っております。大変素晴らしい活動ではないかと思えます。

○高橋委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかはよろしいですか。

(発言する者なし)

○高橋委員長 それでは、以上で質疑なしと認めます。

これをもって教育長報告を終わります。

---

#### ◎日程第4 議案第5号 平成25年度教育予算の補正(第7号)の申出について

○高橋委員長 日程第4、議案第5号 平成25年度教育予算の補正(第7号)の申出についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

中野教育総務課長。

○中野教育総務課長 議案第5号 平成25年度教育予算の補正(第7号)の申出について。



平成25年度教育予算の補正について、別紙のとおり申出をするため、教育委員会の議決を求めます。

平成26年2月14日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第5号の提案理由を説明させていただきます。

平成25年度教育予算について、歳入で国庫補助金、都負担金及び都補助金、歳出で総務管理費、小学校費、中学校費、社会教育費及び保健体育費に補正の申出をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 河野教育部長。

○河野教育部長 平成25年度教育予算の補正（第7号）の申出につきまして、御説明申し上げます。

平成26年2月3日付で、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見を求められましたので、申し出るものでございます。

平成25年度の武蔵村山市一般会計補正予算（第7号）に係る教育予算につきましては、歳入におきまして4,217万6,000円の増、歳出におきまして7,017万3,000円の減となっております。

1ページをお開きください。

初めに、歳入についてでございます。

国庫補助金、小学校費補助金では、小学校図書室及び普通教室の空調設備事業における交付決定に基づく増、中学校費補助金では、第四中学校武道場整備事業における交付決定に基づく増、中学校図書室及び普通教室の空調事業における交付決定に基づく減となっております。

都負担金では、小学校及び中学校の水飲栓直結給水化事業の交付決定に基づく減。

都補助金では、スポーツ祭東京2013事業が終了したことによる交付決定に基づく減となっております。

2ページをお開きください。

次に、歳出について御説明いたします。

歳出の減の主な理由といたしましては、事業の完了等による不用額の減でございます。教育費、小学校費及び中学校費の学校管理費のうち、光熱水費につきましては、冷房機器の使用による電気料の増、夏の期間中における芝生への散水に伴う水道料の増などがございます。図書館費につきましては、寄附金による図書購入の増でございます。

次に、3ページを御覧ください。

債務負担行為についてでございます。平成26年4月1日から消費税が8%に変更することから、指定管理者に、施設を運営しております総合体育館及び市民会館の運営委託料を増額設定するものでございます。

以上、雑駁ではございますが、議案第5号の説明とさせていただきます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

いかがでございましょうか。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第5号 平成25年度教育予算の補正(第7号)の申出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

## ◎日程第5 議案第6号 平成26年度教育予算の申出について

○高橋委員長 日程第5、議案第6号 平成26年度教育予算の申出についてを議題といたしま

す。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

中野教育総務課長。

○中野教育総務課長 議案第6号 平成26年度教育予算の申出について。

平成26年度教育予算について、別紙のとおり申出をするため、教育委員会の議決を求めます。

平成26年2月14日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第6号の提案理由を説明させていただきます。

平成26年度教育予算について、平成26年第1回市議会定例会に上程するに当たり、当該予算に係る申し出をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 河野教育部長。

○河野教育部長 平成26年度教育予算につきまして、御説明申し上げます。

平成25年10月24日付で、市長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、意見を求められましたので申し出るものでございます。

初めに、歳入についてでございます。

1ページをお開きください。

使用料及び手数料につきましては19万3,000円、4.7%の減でございます。

国庫支出金、教育費国庫補助金につきましては2,764万1,000円、53.0%の減で、主な理由といたしましては、普通教室等の冷房化工事や屋内運動場、校舎内部改修工事などの施設整備事業数の減による減、教育費委託金につきましては10万円、33.3%の減。

都支出金、教育費都負担金につきましては、各小・中学校で整備してまいりました水飲栓直結給水化事業が終了したことに伴う皆減、教育費都補助金につきましては3,757万7,000円、62.7%の減で、施設整備事業の減による減のほか、スポーツ祭東京2013事業の終了による減でございます。

次に、繰入金についてでございます。繰入金、奨学資金基金繰入金につきましては、1月開催の教育委員会定例会におきまして、今後は基金の一部を取り崩し、運用方法等の見直しを行う旨の御説明をし、了承をいただきましたので、奨学資金交付分を基金を取り崩して充当するもので、皆増でございます。

諸収入、雑入につきましては2,007万7,000円、122.9%の増で、総合第1運動場グラウンド整備に、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金を充当するための増でございます。

次に、2ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

総務管理費につきましては1,866万6,000円、17.0%の減、再編交付金事業基金積立金は増となりましたが、財産管理費は中藤地区学習等供用施設改修工事の終了に伴う減でございます。

次に、教育総務費につきましては1,488万2,000円、3.2%の減でございます。3目の教育指導費につきましては2,388万2,000円、14.8%の減で、学校運営協議会設立準備委員会が終了したことに伴う謝礼等の減によるものでございます。

なお、新年度には、1月の教育委員会定例会におきまして報告させていただきましたが、和文化教育大会が平成26年11月25日に本市で全国大会が開催されます。この大会を円滑に進めるため、関係者で構成いたします和文化教育学会、和文化教育第11回全国大会武蔵村山大会実行委員会が設置されました。この実行委員会に対します補助金のほか、この実行委員会事務局を教育部教育指導課に置くことから、事務を処理するため臨時職員を雇用し、その賃金を申し出るものでございます。

次に、小学校費につきましては1,523万9,000円、3.6%の減、施設整備事業数の減等による減でございます。

なお、新年度には、平成27年度から第八小学校の普通教室に不足が見込まれることから、教室を増設するためのプレハブ校舎を借り上げるもので、期間は平成27年3月1日から平成32年2月末日までの5年間でございます。増設分といたしましては、地上2階建て、延べ床面積418.16平米、普通教室4教室のほか、エレベーター、階段、倉庫等としております。借上料につきましては、平成26年度予算に1カ月分を計上させていただきました。

次に、中学校費は8,926万円、16.1%の減で、施設整備事業数の減等による減でございます。

次に、社会教育費につきましては4,075万7,000円、14.1%の増でございます。

1目社会教育総務費につきましては、放課後子ども教室事業の実施日数の減によるもので、4目歴史民俗資料館費につきましては、歴史民俗資料館の改修工事のほか、大南地域に東京陸軍少年飛行兵学校に関する資料の保存及び展示する資料館本館の建設等に伴う実施設計委託経費を計上したことによる増でございます。

次に、保健体育費でございますが、8,573万3,000円、14.5%の減でございます。

1目保健体育総務費につきましては8,059万円、66.5%の減でございます。国民体育大会、スポーツ祭東京2013事業の終了に伴う減等でございます。

なお、新年度には青少年の健全育成を図ることを目的に、青少年によりますスポーツ少年団を設けるための増のほか、スポーツ祭東京2013を記念して、スポーツを通じたまちづくりを進めるためスポーツ都市宣言を行い、内外にアピールした経費の増でございます。

4目学校給食費につきましては986万9,000円、3.6%の増でございます。新年度には、食缶用コンテナ及び食器用コンテナを購入するための増でございます。

また、現在の学校給食センターが老朽化したことにより、新たなセンターの設置につきまして、教育委員会会議におきまして方向性が示され、市長に報告いたしました。その後、市長部局との協議、調整の結果、現在、稼働しておりませんが、旧第二学校給食センター用地を活用しての新たな学校給食センターの建設を前提に、学校給食センターの建設に伴う基本設計を委託するための増でございます。

次に、3ページを御覧ください。

債務負担行為についてでございます。

小学校の施設整備事業費の中でも御説明いたしましたが、第八小学校の普通教室の増設分をプレハブ校舎で増設するもので、期間は平成27年3月1日から平成32年2月までの5年間でございます。

次に、4ページをお開きください。

繰越明許費についてでございます。

平成25年度事業として実施してまいりました第四中学校の武道場整備工事と、その工事に合わせ整備することとしておりました第四中学校太陽光パネルの設置工事につきましては、建築確認申請に9か月を要し、また工事開始後に建設予定地内に地中障害物が発見されるなど、年度内に工事が完了できないことから、平成26年度に事業費を繰り越すものでございます。

以上、雑駁でございますが、議案第6号の説明とさせていただきます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

いかがでございましょうか。

土田職務代理者。

○土田職務代理者 中身の細かいのは、なかなか把握することができないんですけれども、平成26年度に、前にも情報提供いただきました実施計画等でのお話もありましたが、スポーツ宣言都市を表明するというような流れになっていると思います。そこで、それらを宣言した市として、いろんな事業や、市民の意識高揚を高める内容の行為をしていかれるとは思いますが、東京都におきまして、平成26年度にオリンピック教育の推進というようなことを掲げておりまして、都内の学校の300校を、小・中学校ですね、300校をオリンピック教育推進校に指定をすると、こういうふうに言われていました。本市としましても、タイミングがね、スポーツ宣言都市を宣言をして、数年後に、6年後ですか、オリンピックがくる。そういうのをにらんで、この300校というのは非常に競争率が激しいと思うんですけれども、それらに向けて強力に手を挙げていただきたいと思っておりますけれども、その辺、いかがですか、気持ち。前向きな気持ち。

○高橋委員長 小寺参事。

○小寺指導担当参事 お答えをいたします。

ただいま委員から御質問のありましたオリンピック教育推進校につきましては、既に東京都の方から申請のための書類が来ております。これまで、スポーツ教育推進校という名称で行っていた事業が、新たにオリンピックへの意識啓発という趣旨で再編されているものと理解しております。これにつきましては、現在市内6校が申請をしており、教育委員会としても、その6校全てが指定されることを都にお願いをしているところでございます。いずれにいたしましても、推進校、指定校のみならず、市内全校で6年後に行われるオリンピック・パラリンピックに向けて、子供たちの意識を高めるとともに、体を自ら動かし、スポーツに親しむ態度を育成していきたいと考えております。

以上でございます。

○高橋委員長 職務代理者。

○土田職務代理者 ありがとうございます。ぜひ、この機会に指定を受けまして、受けるときっと財政援助等もあるでしょうし、いろんな指導をするのに都合のよい環境を整えてくれるはずですね。ぜひ、本市の子供たちに、世界に通じるアスリート、ぜひほしいですね。まず、

気持ちから、前向きな気持ちを持ってスタートしてくだされば非常にありがたいと、このように思います。

それから、あと1点、体力増強以外に、近年、子供たちの理数離れというようなことを前にも聞いたんですけれども、最近はそうでもないようです。非常にそういうのに関心を持ってこられているということなんですけれども、その理数教育の推進にも、東京都はかなり力を入れるというようなこともお話がされているんですけれども、この理数の教育の中核を担うという意味で、理数フロンティア校というのを50校ぐらい指定をして、頑張ってもらいたいというのもされるというの、この間、ちょっと発表というんですか、これは副知事査定ぐらいですかね、時間的にはね。そんな話も聞いたんですけれども、ぜひ合わせて、今、一校一研究って、非常に本市は他市に比べていろんな勉強好きの教育委員会ですので、頑張っておられます。合わせて、そういった機会を捉えて、それも50校ぐらい指定をして、理数教育に力を入れると言っておられますので、合わせて手を挙げていただきたいと思うんですけれども、そういう方面ではいかがですかね。

○高橋委員長 小寺指導担当参事。

○小寺指導担当参事 お答えいたします。

ただいま御質問のありました理数フロンティア校につきましては、平成25年度は第八小学校、それから第五中学校が指定を受けております。この事業につきましては、基本的には2年間の継続事業となっておりますので、平成26年度も引き続き同第八小学校、第五中学校が指定を受けることになっております。この事業につきましては、中核となる小・中学校として捉えております。本事業を通して学んだ教員が他校の理科の専科であるとか、理科を専門する教員、あるいは学級担任等にその指導法を伝えていくという制度になっておりまして、本年度もそういった研修等を行ってまいりました。次年度以降も、子供たちが理科が好きになるような指導を充実させていきたいと考えております。

以上でございます。

○土田職務代理者 ぜひ、力を入れていってください。

以上です。

○高橋委員長 ほか、よろしいですか。

指田委員。

○指田委員 八小の校舎借り上げの件なんです、26年から31年まで5年間とされているんですが、大体見通しとしては後の人口について、この5年間の限定で間に合うものなんですよ。

うか。

それと、スポーツ少年団、そちらのほうはどういった経緯で、個人を対象として募るものか、ある団体を称して、このスポーツ少年団とするものかどうか、そういった点をちょっとお伺いしたいと思います。

○高橋委員長 それでは、まず1点目については比留間教育施設担当課長。

○比留間教育施設担当課長 第八小学校のこのプレハブ校舎のリースの件ですが、5年リースといたしまして、5年で返すというわけではなくて、5年経った後に財産は市の方に帰属されるような契約となっております。

以上です。

○高橋委員長 よろしいですか、その件について。

では、2点目について、小川生涯学習スポーツ担当部長。

○小川生涯学習スポーツ担当部長 スポーツ少年団につきましては、現在、市内にはジュニアを組織団体として、少年野球、あるいはソフトテニス、軟式テニス、剣道、柔道、空手等があるわけですけれども、そういった一つ一つの団体を、単位団体を取りまとめるような組織をつくっていききたいと。また、日本体育協会、この中にはスポーツ少年団という組織があります。将来的には、そういった団体に加入して、例えば日本スポーツ少年団の全国組織である大会などにも出られるような、そういった組織にしていきたいなど、こう考えております。

○指田委員 ありがとうございます。既存のそういった団体ではなく、まだ目覚めてない小学生、中学生、子供全てなんですけど、そういった方たちを目覚めるためのものも、ひとつお考えいただくといいんじゃないかなと思います。

○高橋委員長 よろしいですか。

○指田委員 はい、ありがとうございました。

○高橋委員長 本木委員さん。

○本木委員 すみません、同じく八小の件なんですけど、ちょっと担当が違うのであれだと思うんですけども、大分児童が増えるということで、八小の場合は残堀・伊奈平地区会館に学童保育があると思うんですね。行って、通われていると思うんですけど、何か情報的に、人数が増えて、対応ですとか、あと八小のほうのちょっと保護者から、地域が広いもので、学校の近くにも学童保育みたいなのができないのかなというような話もちょうと聞いているので、そういう情報が何かあればなと思っていますけど、そこら辺は対応というか。

○高橋委員長 河野教育部長。



○河野教育部長 学童クラブにつきましては、市長部局におきまして設置をしているところ  
ございますが、市の基本的な考え方といたしましては、一小学区一学童というものを基本  
としているところでございます。現在、御覧いただきますように、第一小学校につきま  
しては、従来、お伊勢の森にございます福社会館内の学童クラブを利用しておりましたが、来  
年度、平成26年4月からは第一小学校の校庭の一部を借りまして、学童クラブを設置する  
こととしております。現在は工事中ではございます。そういう中におきまして、ただいま御  
質問いただきました第八小学校におきます学童クラブの今後の見通しということでござい  
ますが、大変申しわけございません、市長部局の方から具体的な情報等を掴んでおりませ  
んので、情報が分かり次第、また教育委員会の方に御報告等をさせていただきたいと、  
このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○高橋委員長 それでは、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第6号 平成26年度教育予算の申出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

それでは、ここで、もう1時間以上経過しておりますので、しばし休憩を10分間と  
りたいと思います。

午前10時34分休憩

午前10時44分再開

○高橋委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第6 議案第7号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する  
規則について

○高橋委員長 日程第6、議案第7号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正す

る規則についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

中野教育総務課長。

- 中野教育総務課長 議案第7号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について。

武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正するため、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成26年2月14日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

- 高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

- 持田教育長 それでは、議案第7号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

- 高橋委員長 河野教育部長。

- 河野教育部長 教育委員会事務局組織の改正につきまして、御説明いたします。

12月19日に開催されました教育委員会定例会におきまして御報告させていただきましたが、昨年開催されましたスポーツ祭東京2013を通して、本市のスポーツをより一層推進するため及び市民の生涯にわたる学習活動や文化活動の充実を図るためには、現在の生涯学習スポーツ課をそれぞれの専管組織とすることが望ましい旨、御説明するとともに、市長と協議する旨、御報告させていただきました。

そこで、市長との協議が調いましたので、提案させていただくものでございます。

お手元にごございます武蔵村山市教育委員会事務局組織規則新旧対照表を御覧ください。

対照表、左側が改正案でございます。

第2条では、「生涯学習スポーツ課」を「文化振興課」、「スポーツ振興課」の2課を置くこととしております。

続きまして、第4条では、公民館の館長を「生涯学習スポーツ課長」から「文化振興課

長」に、2項では、職員について「文化振興課」の職員が当たることとしております。

続きまして、第5条でございますが、生涯学習スポーツ課の分掌事務を文化振興課、スポーツ振興課に割り振ったものでございます。基本的には、スポーツ関係を除いた事務は文化振興課に位置付けいたしました。

なお、職員定数につきましては、生涯学習課職員12名を、文化振興課8名、スポーツ振興課5名の課長職1名の増の13名となっております。

本規則の施行を、平成26年4月1日からとしております。

以上、雑駁ではございますが、議案第7号の説明とさせていただきます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

いかがでございましょうか。

(発言する者なし)

○高橋委員長 これについては、よろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第7号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

◎日程第7 議案第8号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について

○高橋委員長 日程第7、議案第8号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正す

る規則の施行に伴う関係規則の整理に関する規則についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

中野教育総務課長。

- 中野教育総務課長 議案第8号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について。

武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成26年2月14日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

- 高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

- 持田教育長 それでは、議案第8号の提案理由を説明させていただきます。

教育委員会事務局組織の改正に伴い、関係規則の整理に関する規則について定める必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

- 高橋委員長 河野教育部長。

- 河野教育部長 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について、御説明申し上げます。

お手元にごございます新旧対照表を御覧ください。

教育委員会事務局組織の生涯学習スポーツ課を文化振興課及びスポーツ振興課としたことに伴い、関係規則を改正するものでございます。

教育委員会の組織改正に伴う関係規則につきましては、武蔵村山市教育委員会公印規則、武蔵村山市社会教育委員会会議規則及び武蔵村山市公民館運営審議会規則があり、それぞれ「生涯学習スポーツ課長」とあるのを「文化振興課長」又は「スポーツ振興課長」に、「生涯学習スポーツ課」とあるのを「スポーツ振興課」又は「文化振興課」に改めるものでございます。

初めに、番号5番、6番、7番につきましては、「生涯学習スポーツ課長」とあるのを「文化振興課長」に改めるものでございます。

11番、12番でございますが、こちらにつきましては市の市長部局の組織改正がございましたが、改正されておられませんでしたので、このたび改正するもので、「市民生活部市民課長」を「市民部市民課長」に、「市民生活部市民課出張所長」を「市民部市民課出張所長」に改めるものでございます。

次のページ、2ページをお開きください。

公印番号、18番でございます。「生涯学習スポーツ課長」を「文化振興課長」に改めるものでございます。

続きまして、20番、21番でございますが、先ほど11、12で申し上げましたように、「市民生活部市民課長」を「市民部市民課長」に、「市民生活部市民課出張所長」を「市民部市民課出張所長」に改めるものでございます。

続きまして、22番でございますが、「生涯学習スポーツ課長」を「スポーツ振興課長」に改めるものでございます。

次に、23番でございますが、「生涯学習スポーツ課長」を「文化振興課長」に改めるものでございます。

続きまして、武蔵村山市社会教育委員会議規則についてでございます。

第5条で、会議の処務を「生涯学習スポーツ課」を「教育部文化振興課」に改めるものでございます。

続きまして、武蔵村山市公民館運営審議会規則についてでございます。

「生涯学習スポーツ課」を「文化振興課」に改めるものでございます。

なお、この規則の施行を平成26年4月1日から施行としております。

以上、雑駁ではございますが、議案第8号の説明とさせていただきます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

いかがでございましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第8号 武蔵村山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係規則の整理に関する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

◎日程第8 議案第9号 武蔵村山市教育委員会教育長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則について

○高橋委員長 日程第8、議案第9号 武蔵村山市教育委員会教育長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

中野教育総務課長。

○中野教育総務課長 議案第9号 武蔵村山市教育委員会教育長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則について。

武蔵村山市教育委員会教育長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成26年2月14日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 それでは、教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第9号の提案理由を説明させていただきます。

教育委員会事務局組織の改正に伴い、規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 河野教育部長。

○河野教育部長 武蔵村山市教育委員会教育長の職務代理者を定める順位を改めるものでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第20条第2項の規定により、「教育長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する事務局の職員がその職務を行う。」と規定されており、教育委員会規則におきまして、教育部長、学校教育担当部長、生涯学習スポーツ担当部長の順で定められておりますが、平成26年4月1日をもちまして、生涯学習スポーツ課を廃止すること、また事業終了に伴い、国体推進室を廃止したいことから、両部門を担当しておりました生涯学習スポーツ担当部長を廃止したいと考えております。

そのため、教育長の職務代理者につきましては、お手元に配付させております武蔵村山市教育委員会教育長の職務代理者を定める規則新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。

第1順位といたしまして教育部長、第2順位といたしまして学校教育担当部長、第3順位といたしまして教育部教育総務課長に改めるものでございます。

以上、雑駁ではございますが、議案第9号の説明とさせていただきます。

○高橋委員長 これより質疑に入ります。

委員の皆さん、いかがでございましょう。

(発言する者なし)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第9号 武蔵村山市教育委員会教育長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

◎日程第9 議案第10号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

○高橋委員長 日程第9、議案第10号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改

正する規則についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

中野教育総務課長。

- 中野教育総務課長 議案第10号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について。

武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成26年2月14日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

- 高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

- 持田教育長 それでは、議案第10号の提案理由を説明させていただきます。

入学式及び卒業証書授与式の実施する日について定める必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

- 高橋委員長 河野教育部長。

- 河野教育部長 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則につきまして、御説明申し上げます。

従来、小・中学校の入学式及び卒業証書授与式につきましては、教育委員会の事業予定を作成する中で、学校長の意見を聞きながら定めておりましたが、その事業予定表を教育委員会において決定する時期が3月定例会となっておりますので、新たに小・中学校へ入学する子供たちへの就学通知につきましては、入学式を記載して通知しておりますので、就学通知書及び事業予定表を作成する前に、あらかじめ入学式及び卒業証書授与式の期日を定める必要があるため、改正するものでございます。

武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則新旧対照表を御覧ください。

現行の第25条についてでございますが、現行の第25条は、卒業証書の様式について規定されており、学校教育法施行規則の規定に基づき、卒業証書を授与することとなっております。

そこで、第25条に入学式及び卒業証書授与式の期日の規定を加え、現行の第25条から第28



条までを1条ずつ繰り下げるものでございます。

なお、施行は公布の日からとさせていただきます。

以上、雑駁ではございますが、議案第10号の説明とさせていただきます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

いかがでございましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第10号 武蔵村山市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

◎日程第10 議案第11号 武蔵村山市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程について

○高橋委員長 日程第10、議案第11号 武蔵村山市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

中野教育総務課長。

○中野教育総務課長 議案第11号 武蔵村山市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程について。

武蔵村山市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成26年2月14日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第11号の提案理由を説明させていただきます。

規程の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 河野教育部長。

○河野教育部長 武蔵村山市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程につきまして、御説明申し上げます。

武蔵村山市教育委員会事務局処務規程新旧対照表を御覧ください。

第7条、指導主事の職責についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条第3項の規定では、「指導主事は、上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。」と規定されておりますが、市の庶務規程では、「学習指導、その他教育に関する専門的事項」と規定されていることから、法律の規定に合わせるため、改めるものでございます。

なお、従来から、その他教育については、その他学校教育に関する事務を処理していることから、附則におきましては公布の日からとさせていただきます。

以上、雑駁ではございますが、議案第11号の説明とさせていただきます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第11号 武蔵村山市教育委員会事務局処務規程の一部を改正する規程についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

◎日程第11 議案第12号 武蔵村山市スポーツ推進委員・地区スポーツ協力員  
被服貸与規程の一部を改正する規程について

○高橋委員長 日程第11、議案第12号 武蔵村山市スポーツ推進委員・地区スポーツ協力員被服貸与規程の一部を改正する規程についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

中野教育総務課長。

○中野教育総務課長 議案第12号 武蔵村山市スポーツ推進委員・地区スポーツ協力員被服貸与規程の一部を改正する規程について。

武蔵村山市スポーツ推進委員・地区スポーツ協力員被服貸与規程の一部を改正する規程について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成26年2月14日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第12号の提案理由を説明させていただきます。

教育委員会事務局組織の改正に伴い、規程の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 河野教育部長。

○河野教育部長 武蔵村山市スポーツ推進委員・地区スポーツ協力員被服貸与規程の一部を改正する規程につきまして、御説明申し上げます。

お手元に御配付させていただいております新旧対照表を御覧ください。

武蔵村山市教育委員会事務局組織の改正に伴いまして、「生涯学習スポーツ課長」を「ス

ポーツ振興課長」に改めるものでございます。

なお、施行期日は、平成26年4月1日からとするものでございます。

以上、雑駁ではございますが、議案第12号の説明とさせていただきます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第12号 武蔵村山市スポーツ推進委員・地区スポーツ協力員被服貸与規程の一部を改正する規程についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

◎日程第12 議案第13号 武蔵村山市国体推進室設置要綱を廃止する要綱について

○高橋委員長 日程第12、議案第13号 武蔵村山市国体推進室設置要綱を廃止する要綱についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

中野教育総務課長。

○中野教育総務課長 議案第13号 武蔵村山市国体推進室設置要綱を廃止する要綱について。

武蔵村山市国体推進室設置要綱を廃止する要綱について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成26年2月14日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第13号の提案理由を説明させていただきます。

スポーツ祭東京2013武蔵村山市の事業終了に伴い、要綱を廃止する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 河野教育部長。

○河野教育部長 武蔵村山市国体推進室設置要綱を廃止する要綱につきまして、御説明申し上げます。

平成25年9月28日から10月8日まで開催されましたスポーツ祭東京2013につきましては、本市におきましては10月3日から10月7間までの間で、少年女子ハンドボール競技会が開催されたところでございます。

この国体を進めるため、教育委員会事務局に、臨時組織ではありましたが、国体推進室を平成24年2月に設置したところでございます。国体関係事務も、平成26年1月30日に開催されましたスポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会総会におきまして、事業の終了と実行委員会の解散が決定されたことを受け、国体関係事務も本年度をもって全て終了することから、国体推進室を廃止するものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成26年4月1日からといたしました。

以上、雑駁ではございますが、議案第13号の説明とさせていただきます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第13号 武蔵村山市国体推進室設置要綱を廃止する要綱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

◎日程第13 議案第14号 担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱について

○高橋委員長 日程第13、議案第14号 担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

中野教育総務課長。

○中野教育総務課長 議案第14号 担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱について。

担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成26年2月14日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第14号の提案理由を説明させていただきます。

教育委員会事務局組織の改正に伴い、要綱の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 河野教育部長。

○河野教育部長 担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱につきまして、御説明申し上げます。

教育委員会事務局組織の改正に伴い、規定を整備するもので、第1条におきましては、平

成26年4月1日から生涯学習スポーツ担当部長を置かないこととしているため、削るもので、また同条第2項におきましても、生涯学習スポーツ担当部長の事務分掌を削るものでございます。

なお、施行期日は、平成26年4月1日から施行することとしております。

以上、雑駁ではございますが、議案第14号の説明とさせていただきます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

いかがでございましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第14号 担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

◎日程第14 議案第15号 武蔵村山市外国語指導助手設置要綱の一部を改正する要綱について

○高橋委員長 日程第14、議案第15号 武蔵村山市外国語指導助手設置要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

中野教育総務課長。

○中野教育総務課長 議案第15号 武蔵村山市外国語指導助手設置要綱の一部を改正する要綱について。

武蔵村山市外国語指導助手設置要綱の一部を改正する要綱について、別紙のとおり教育委

員会の議決を求めます。

平成26年2月14日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第15号の提案理由を説明させていただきます。

要綱の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、指導担当参事から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 小寺指導担当参事。

○小寺指導担当参事 それでは、武蔵村山市外国語指導助手設置要綱の一部を改正する要綱について、御説明いたします。

武蔵村山市外国語指導助手設置要綱新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。

第1条につきましては、現行の旧要綱は平成8年に策定されたものでございますが、その後、本市における外国語指導助手、いわゆるALTは、中学校のみならず小学校における英語活動及び国際理解教育においても指導を行っていることから、今回、改めて設置の目的に小学校における教育を明記するものでございます。

また、第4条の職務、第6条の任用期間、第7条の勤務態様、第8条の解職、第9条の服務、第10条の休暇等、第11条の報酬及び費用弁償、第12条の公務災害補償等につきましては、今般、平成17年度に決定の武蔵村山市外国語指導助手の勤務条件等に関する規定を、武蔵村山市外国語指導助手の勤務条件等に関する要綱として同時に改正し、当該要綱に、これらの内容を記載する手続を行っていることから、内容の重複を避けるために、本要綱からは削除するものでございます。したがって、規定の内容に変更を行うものではございません。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。



これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第15号 武蔵村山市外国語指導助手設置要綱の一部を改正する要綱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

◎日程第15 議案第16号 平成26年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業について

○高橋委員長 日程第15、議案第16号 平成26年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

中野教育総務課長。

○中野教育総務課長 議案第16号 平成26年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業について。

平成26年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業について別冊のとおり決定するため、教育委員会の議決を求めます。

平成26年2月14日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第16号の提案理由を説明させていただきます。

平成26年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業を定める必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、

御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 河野教育部長。

○河野教育部長 平成26年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業につきまして、御説明申し上げます。

先月に開催されました教育委員会定例会におきまして、御協議、御意見をいただきました平成26年度に実施いたします武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業につきましては、資料1、別冊のとおり、基本方針1では「生きる力を育む教育の推進」で、31主要施策・主要事業を、基本方針2「学校・家庭・地域の連携強化」では、7主要施策・主要事業を、基本方針3では「教育の質の向上と教育環境の整備」では、15主要施策・主要事業を、基本方針4「自己実現を目指す生涯学習の推進」では、12主要施策・主要事業の計65主要施策・主要事業となっております。

以上、雑駁ではございますが、議案第16号の説明とさせていただきます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

前回もいろいろと御意見いただきましたけれども、よろしいですか。

○土田職務代理者 確認を1点。

○高橋委員長 土田職務代理者。

○土田職務代理者 いじめに関する総合対策の中で、この7ページにも、26、27、不登校を含めて記述がされて、十分な力を入れてくださるといふふうに理解はしております。

そこで、27のほうで、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携しながら支援を図っているんですけれども、現状の中で本市の小・中学校、各校にスクールカウンセラーは既にもう配置がされておるんですか、それちょっと確認させてください。

○高橋委員長 小寺参事。

○小寺指導担当参事 お答えをさせていただきます。

本市の全小・中学校に、東京都公立学校スクールカウンセラーが配置されております。

以上でございます。

○高橋委員長 よろしいですか。

○土田職務代理者 はい、分かりました。

スクールソーシャルワーカーにしましても、社会福祉と専門的な知識をお持ちの方が事に当たるといふことも言われているようですので、その辺も含めて、さらに充実を図るよう要望をしておきます。

以上です。

○高橋委員長 ほかにはいかがでございましょうか。

よろしいですか。

ちょっと1つ、素朴な質問なんですけど、基本方針の部分で、これ主語、述語という関係でちょっと御質問したいんですけども。

よろしいですか。

それ、また後で、では。よろしいですか。

つまり、この基本方針1の中に、「いかに社会が変化しようと、子供たち一人一人が、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決することができるようにするために必要な「生きる力」を育むことが求められる。」。この主語、ちょっと素朴な疑問なんですけれども、「子供たち一人一人」が主語なんです。であるならば、「子供たち一人一人は」と、この助詞を「は」にしたらいかがでございましょう。そういう点が、この基本方針の中に幾つかありまして、そのところが曖昧になっているなって、ちょっと曖昧だなという素朴な疑問を抱いたところではありますが。

基本方針2は、2の主語は「学校・家庭及び地域社会が」ではなくて、「地域社会は」というそういう送り仮名、そういう助詞が必要じゃないかなというふうに思うわけですが、この点については後でちょっと、表記上のあれですから検討をひとつお願いを申し上げたいと思います。

それでは、ほかはいかがでしょう。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 それでは、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第16号 平成26年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

教育長。

○持田教育長 訂正を求められているのがあると思いますので、原案どおりではなくて、一部  
字句を……

○高橋委員長 検討していただきたいというようなことなんですが。

○持田教育長 ただ、ここで決定して、これそのものが決定ではないわけですから。

○高橋委員長 なるほどね。

○持田教育長 一部、語句の整合性を事務局ですというような内容にしていっていただきたいと思  
います。

○高橋委員長 はい、分かりました。

それでは、これより、議案第16号 平成26年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく  
主要施策・主要事業については、一部語句の修正をした上で、採決することといたしたいと思  
います。

そのことについて賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

#### ◎日程第16 議案第17号 教育財産取得の申出について

○高橋委員長 日程第16、議案第17号 教育財産取得の申出についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

中野教育総務課長。

○中野教育総務課長 議案第17号 教育財産取得の申出について。

教育財産取得の申出について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成26年2月14日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第17号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立第一小学校敷地内の体育倉庫を改築し、学童クラブを併設したことから、財

産を取得する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 河野教育部長。

○河野教育部長 教育財産取得の申出について、御説明申し上げます。

御案内のとおり、市では放課後児童健全育成事業、いわゆる学童クラブについては、一小学区に一学童クラブを基本として施設整備を進めているところでございます。現在、第一小学校区の学童クラブ児童につきましては、福祉会館内に設けております児童館に第一小学校児童を対象とした第三学童クラブを併設し、児童の健全育成を図っております。

市は、第一小学校区域内に学童クラブの設置を望む市民からの要望を踏まえ、第一小学校の敷地内に学童クラブを整備したいとの依頼があり、教育委員会といたしましては、第一小学校の体育倉庫を改築して使用すること、体育倉庫を併設すること、施行終了後は教育委員会に建物を移管することを条件として、第一小学校の学童施設の建設を許可したところでございます。

本建設工事につきましては、来月中旬に完成し、同施設を教育財産として位置づける必要があることから、武蔵村山市公有財産規則第8条の規定に基づき、建物の改築による取得として、市長部局に申し出るものでございます。

なお、詳細につきましては、教育施設担当課長から御説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○高橋委員長 比留間担当課長。

○比留間教育施設担当課長 それでは、議案第17号 教育財産取得の申出について、御説明いたします。

今回の財産の取得につきましては、第一小学校の体育倉庫を改築し、合わせて学童クラブを併設したものでございます。

別紙、図面を御覧ください。

初めに、1ページ目を御覧ください。

取得建物の配置をあらわした図面でございます。

施設の概要でございますが、鉄骨づくり、地上2階建て、建築面積が153平方メートル、建物の延べ床面積が292.14平方メートルとなっております。

次に、図面、2枚目、3枚目を御覧ください。

取得する建物の1階及び2階の平面図でございます。各部屋及び面積は、図示のとおりとなっております。

続きまして、4枚目、5枚目を御覧ください。

取得する建物の立面図で、建物の最高高さは7.32メートルとなっております。

なお、取得する建物ですが、先ほど部長からも説明ございましたとおり、現在、施行中で、平成26年3月に建物の取得を予定しているところでございます。

以上、雑駁でございますが、17号の説明とさせていただきます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

いかがでございましょうか。

職務代理者。

○土田職務代理者 教育財産になるわけですけれども、この施設、学童クラブということになると、放課後に使うのが一般常識的な利用方法だと思うんですけれども、教育財産としても、学校の校庭の中にこれだけ立派なものがあるって、日常の教育活動に、これは管理運営の問題になると思うんですけれども、子育て支援のそういった分野との協議になると思うんですけれども、普段使っていないわけですよね。そういう時間帯について、ここ、一小に限らず、九小も立派なのがありました。よそもあります。そういうのを総合的に、学校は使い勝手がいいような、やはりそういうような方向に少しは持っていけるような協議というか——ものはできないものでしょうかね。普段空いているわけですから、雨なんか降ってたり何かしたりしたら、ちょっと使えるとかね、非常に学校の狭い敷地にこういうのをつくってあるわけですから、その有効利用、そういうものをうまくお互いに融通し合いながら、初めからきちっと決めておいてくだされば、学校側も先生方も、非常にありがたいと思うんですけれども、その辺いかがですかね。

○高橋委員長 河野教育部長。

○河野教育部長 お答えになるかどうかわかりませんが、職務代理者がおっしゃいましたとおり、あの施設の有効活用という部分につきましては、今後、協議していく部分もあるのかなというふうに思います。ただ、学童クラブといたしましては、午前中空いているというのはあるかもしれませんが、午後から来ます児童のために、その施設を、やはり使いやすいように整理整頓等もしていくというような時間もとってあるというふうに思っております。

いずれにいたしましても、各学校に、敷地内等に設置されております学童クラブにつきましては、その使い勝手等を見ながら市長部局とちょっと話はしてみたいなど、このように考

えております。

以上でございます。

○土田職務代理者 ぜひ、そこにある施設を、とにかくそこにおられる学校の先生方が、やはりいろんな使い方でこうしたい、ああしたいという思いが、目に見えていればあると思うんですね。だから、ぜひそういうほうの立場から、そっちのほうの立場から運営管理、そっちの子育て支援のほうにぶつけてね、できるだけ有効利用ができるような、もちろんあれですよ、学童クラブにしてみれば、きちっとして、図書なんかもきつときちっとしてあると思うんですよね。それをいないときに入って行って、こう何かされるというのは嫌でしょうけれども、その辺はお互いの理解をし合いながら使うことができれば、非常に学校としても、施設場所を提供してやっているわけですから、そういう面で少しは融通をきかせていただければやりやすいかなと、こういうふうに思いますので、一小に限らず、よその学校も含めて、今後いろいろ協議をしていただけたらよろしいかと思っておりますので、要望しておきます。

○高橋委員長 私も今の意見に同感でございますので、ひとつ前向きに検討をお願いしたいと思います。

ほか、いかがでございましょうか。

(発言する者なし)

○高橋委員長 それでは、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第17号 教育財産取得の申出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

#### ◎日程第17 議案第18号 武蔵村山市立学校の学校医の委嘱について

○高橋委員長 日程第17、議案第18号 武蔵村山市立学校の学校医の委嘱についてを議題とい

たします。

教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

中野教育総務課長。

○中野教育総務課長 議案第18号 武蔵村山市立学校の学校医の委嘱について。

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定により、武蔵村山市立学校の学校医を委嘱する必要があるため、別紙のとおり議決を求めます。

平成26年2月14日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第18号の提案理由を説明させていただきます。

武蔵村山市立学校の学校医の辞職に伴い、新たに委嘱する必要があるので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 河野教育部長。

○河野教育部長 武蔵村山市立学校の学校医の委嘱について、御説明申し上げます。

武蔵村山市立第十小学校の学校医である北条医師が、平成26年3月31日をもって辞職するため、新たに第十小学校の学校医を委嘱する必要があり、武蔵村山市医師会に学校医の推薦をお願いいたしましたところ、武蔵村山市医師会から推薦いただきましたので、学校医として決定くださるようお願いいたします。

なお、新たに学校医となりました齊藤医師の任期につきましては、前任者の残任期間である平成26年4月1日から平成27年3月31日までとなっております。

以上、雑駁ではございますが、議案第18号の説明とさせていただきます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

（発言する者なし）

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。



(発言する者なし)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第18号 武蔵村山市立学校の学校医の委嘱についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

◎日程第18 議案第19号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の指定について

○高橋委員長 日程第18、議案第19号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の指定についてを議題といたします。

教育総務課長より議案の朗読をいただきます。

中野教育総務課長。

○中野教育総務課長 議案第19号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の指定について。

武蔵村山市立学校学校運営協議会の指定をすることについて、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

平成26年2月14日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第19号の提案理由を説明させていただきます。

学校の運営に関して協議する機関として、学校運営協議会を設置するため、武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第3条の規定に基づき指定する必要があるため、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、学校教育担当部長から説明いただきますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、議案第19号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の指定に

ついてにつきまして、御説明いたします。

議案の次に別紙がございますので御覧ください。

指定期間は、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間になります。

指定学校につきましては、表でお示しをしましたとおり、第二小学校、第三小学校、第九小学校、第十小学校、第五中学校の5校になります。

各学校では、学校を核としたコミュニティ・スクールづくりにつきまして、武蔵村山市立学校のコミュニティ・スクール推進計画に基づき、平成25年度に学校運営協議会の設立準備を行うため、有識者、保護者、地域住民、教職員で構成される学校運営協議会設立準備委員会を設置し、検討を行い、その教育的効果、地域の移行状況、運営方法、組織体制、年間活動計画等、設立に向けた基本的な考え方を取りまとめいたしました。

このたび、5校から学校の運営に関し、学校の特色を生かし、家庭・地域・学校が相互の信頼を深め、子供たちの豊かな学びと健やかな成長を目指すため、学校運営協議会を設置したいとの申請がございましたので、武蔵村山市立学校学校運営協議会規則第3条の規定に基づき、5校を指定し、学校運営協議会を置くものでございます。

別紙は、指定の申請、学校要覧などの資料でございますので、後ほどお目通しをお願いします。

なお、今回の5校の指定をもちまして、本市では全ての小・中学校に学校運営協議会が設置され、全校コミュニティ・スクール化が実現するものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

いかがでございましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第19号 武蔵村山市立学校学校運営協議会の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

---

◎日程第23 議案第22号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任命に係る臨時代理の承認について

○高橋委員長 それでは、お諮りいたします。

議事の都合により、議案第22号を先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。  
いかがでございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第22号を審議いたします。

日程第23、議案第22号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任命に係る臨時代理の承認についてを議題といたします。

中野教育総務課長より議案の朗読をいたさせます。

教育総務課長。

○中野教育総務課長 議案第22号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任命に係る臨時代理の承認について。

教育委員会事務局職員の任命について、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会の承認を求めます。

平成26年2月14日。武蔵村山市教育委員会教育長。

別紙についての朗読は省略させていただきます。

以上です。

○高橋委員長 教育長から提案理由の説明を求めます。

教育長。

○持田教育長 それでは、議案第22号の提案理由を説明させていただきます。

教育委員会事務局職員を任命する必要があるため、平成26年2月13日付をもって臨時に代理したので、本案を提出するものでございます。

なお、内容につきましては、教育部長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、

御承認を賜りたく、お願い申し上げます。

○高橋委員長 河野教育部長。

○河野教育部長 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任命に係る臨時代理の承認について、御説明申し上げます。

1月の教育委員会定例会にお諮りをさせていただきました職員の併任でございますが、職員の人事管理の適正化に努めるとともに、円滑な事務事業の促進等を図るため、発令をさせていただいたところでございます。

主なものといたしましては、平成26年2月9日、執行されました東京都知事選挙に係ります事務事業に従事するため、職員を併任したところでございます。東京都知事選挙も終了いたしましたことから、この併任を解くものでございます。

なお、武蔵村山市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定に基づき、臨時に代理いたしましたので、同条第2項の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○高橋委員長 それでは、これより質疑に入ります。

いかがでございましょう。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○高橋委員長 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより、議案第22号 武蔵村山市教育委員会事務局職員の任命に係る臨時代理の承認についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○高橋委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第19 協議事項

○高橋委員長 日程第19、協議事項を議題といたします。

委員の皆様からの協議事項をお受けいたします。

(発言する者なし)

○高橋委員長 よろしいですね。

事務局からの協議事項等……。

中野教育総務課長。

○中野教育総務課長 事務局から、平成25年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞について、「武蔵村山市立第七小学校・第四中学校小中一貫校」の構想についての2件につきまして、御協議をお願いいたします。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○高橋委員長 それでは、協議事項1の1点目ですね、平成25年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞についての説明を求めます。

小寺指導担当参事。

○小寺指導担当参事 それでは、平成26年3月24日、月曜日、市立小学校の、同3月19日、水曜日に市立中学校の卒業証書授与式が挙行されます。つきましては、同卒業証書授与式の教育委員会告辞について、別紙、協議事項資料1の1及び1の2のとおり提案をさせていただきます。

小・中学校の告辞につきましては、昨年度、54年ぶりに東京都で開催された国民体育大会、スポーツ祭東京2013を取り上げ、本市で行われたハンドボール競技大会を成功させるために尽力した市民と、少年女子香川県チームからのお礼の手紙を引用し、昔から日本人が大切にしてきたおもてなしの心、人とのかかわり、きずなを大切にして、さらには日本人としての礼儀作法を身につけ、自分の夢を見つけて未来を切り開いていってほしいという願いを込めております。

よろしく御協議を賜りたく、お願い申し上げます。

以上でございます。

○高橋委員長 それでは、続いて協議事項、2点目、「武蔵村山市立第七小学校・第四中学校小中一貫校」の構想についての説明を求めます。

榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 それでは、協議事項(2)「武蔵村山市立第七小学校・第四中学校

小中一貫校」の構想についてにつきまして、御説明させていただきます。

協議事項資料2を御覧ください。

本市におきましては、平成22年度に開校いたしました小中一貫校村山学園における先進的な取組に代表されますように、中学校区を中心とした小中連携教育が活発に展開され、児童・生徒の学力、体力の向上や規範意識の醸成に取り組んでおります。さらに、先ほど御承認をいただきました第二小学校、第三小学校、第九小学校、第十小学校、第五中学校もコミュニティ・スクールとなりましたことから、平成26年度は全校がコミュニティ・スクールとなり、中学校区に地域を巻き込んだダイナミックな教育活動を展開する基礎が構築されております。

そのような中、同じく今年度から同時に学校運営協議会を置き、コミュニティ・スクールとなりました第七小学校及び第四中学校の学校運営協議会におきまして、両校の小中一貫校の構想について検討がなされ、このほど教育委員会宛てに両校の学校運営協議会会長の連名で要望書が提出されております。第七小学校、青木秀雄校長及び第四中学校、尾崎光治校長は、かねてより本市におけます小中連携教育を進める中で、隣接する両校の強みを生かした教育活動のあり方として、小中一貫校の可能性について検討をしてまいりました。この学校運営協議会の検討事項や、両会長の要望内容は、両校校長の経営方針とも一致しましたことから、本教育委員会におきまして第七小学校と第四中学校、小中一貫校構想について御協議をお願いしたいと存じます。

別紙の1ページに御覧いただきますように、現在、第七小学校は児童数がおおよそ640名、第四中学校の生徒数がおおよそ460名ですが、第七小学校の卒業生の9割以上が第四中学校に進学をしております。また、立地といたしましても、隣接をしておりますので、日頃から小中連携した教育活動や校内研究を活発に行ってまいりました。これらの条件を踏まえ、施設は現状のまま活用し、渡り廊下等により靴を履きかえずに行き来できる施設を整備したいと考えております。

また、小中一貫校村山学園との大きな違いとして、校長は小・中それぞれに1名ずつとし、児童・生徒の発達の段階を踏まえた特色ある教育活動を展開しながら、義務教育9年間を見通した系統的な学びの連続性を重視し、交流事業や協力事業、小学校の一部教科担任制等に取組んでまいりたいと考えております。

今後の振興計画につきましては、1枚おめくりいただきますと、学校運営協議会の内容を受け、平成25年度内に両校の代表職員を中心とした合同会議を3回行い、基本構想案を作成

してまいります。さらに、平成26年度には小中一貫校における教育課程や学習指導、生活指導等について具体的な検討を行い、平成27年度のプレ開校を目指してまいります。教育委員会といたしましては、平成26年度の教育課程編成において指導・助言を行いますとともに、教育活動への支援や、今後、必要となります管理運営規則の整理や施設の整備等につきまして、検討してまいりたいと考えております。

なお、進行計画の次のページになりますが、学校運営協議会、両校会長の連名の要望書、さらに最後のページには、1月に行われました両校代表による合同会議の内容をまとめたものにとじさせていただきます。両校の学校運営協議会及び校長の小中一貫校に向けた構想に御理解をいただき、御協議をお願いしたいと存じます。

説明につきましては以上でございます。

○高橋委員長 それでは、協議事項に対して、御意見、質疑等があればお受けいたしますが。

今後いろいろ、この点については……。

土田職務代理者。

○土田職務代理者 まだまだ、この一貫校、七小、四中の一貫校、これから時間をかけていろいろ研究されていくようなんですけれども、現状、村山学園は施設一体型で、運営も武蔵村山市立小中一貫校村山学園というような、一つの母体を持って学校経営がされていく。もちろん中には、四小、二中という流れもあるんでしょうけれども、それと違って、今度は施設一体型ではないということなんですけれども、将来は、管理上の問題からでしょうね、2階をつなぐことも考えられるということなんですけれども、この村山学園と、今回、今考えている一貫校が、統括校長1人で、村山学園はですね、副校長を複数人置いて運営されて、一つのピラミッド型にちょうど運営がされているんです。今回は2つのピラミッドがあって、それで運営というか、そういうのは村山学園と同じようなイメージを持っていてよろしいんでしょうか、それとも全く違う一貫校なんですかね、このピラミッド型を想像すると。その辺、どういうふうに認識していたらよろしいでしょうか。

○高橋委員長 榎並学校教育担当部長。

○榎並学校教育担当部長 本市におきましては、小中一貫校村山学園が、いわゆる小中一貫教育につきまして、パイロット校としての取組を既に進めておりますので、そのノウハウを確実に生かすということについては、今、委員御指摘がありましたように、同じようなイメージをもっていただいても構わないと思います。ただ、校長が2人おりますので、小学校の教育活動の特色を生かしたものはそのまま生かし、中学校の特色を生かしたものはそのまま生

かし、さらに9年間の系統を考慮した学びの連続性を追求していくといった意味では、新しいスタイルの構築をしていくことになると考えております。

○**土田職務代理者** ただ、名称なんかも、例えば村山学園、一貫校村山学園というような一つのものみたいに、この四中、七小も野原で富士山がよく見えるから富士見学園だとか、そういうふうのひとつ大きなものを捉えて、北に四中と七小をつくっていくというか、もともとその頂点は、どっちかがやっぱりリーダーになって一貫校を運営していくんでしょうかね、両方の校長先生がおられて。その辺はどうなんですか。

○**高橋委員長** 榎並学校教育担当部長。

○**榎並学校教育担当部長** 校長を2人置きましたので、校長がそれぞれの学校の運営について経営方針を示し、その責任者となるということについては、これまでの学校のスタイルと何ら変更されるものではありません。ただ、先ほど申し上げましたように、いわゆる施設が隣接するという、これまでの強みを生かしつつ、さらにこれまで小中連携教育については随分進めてきた部分がございますので、さらにその内容を強化していくというような考え方でございます。

○**土田職務代理者** 村山学園の一貫校と随分違うようにもイメージ、どうしてももってしまうんですけれども、村山学園の一貫校というのは、本当に小・中が一緒に暮らして、ミックスして、本当に一から十までが一緒にやっていくんだというようなことで、非常にいいところをたくさん持って進んできていると思うんですね。今回それを、それぞれの小学校のいいところ、中学校のいいところを生かしながらいくんだと思うんですけれども、そういった面で今の村山学園の先生方のほうが大変で、では村山学園だって統括校長を置いて、下に小・中の学校に校長先生を1人ずつ配置してあげてね、それで両方のいいところをやっていくようなというふうにしたほうがいいんじゃないかって思っちゃうんですけれども、そういうふうには、これは飛躍した考えなんですけれども、あれですかね、やはり今の村山学園みたいなスタイルというのは、モデルケースで進んできたと思うんですけれども、それとは別のものを、また今度は違うモデルケースとして進んでいかれるような考えをもって、これからいくということになりますかね。

○**高橋委員長** 全国的には、この隣接型の小中一貫校というのは多いですよな。  
教育長。

○**持田教育長** 今回のこの構想は、ゴールが初めから決まっているものではありませんので、決まっているものは9年間を見通した教育活動、これを充実させていこうということでの



で、今の人の話、配置の話、組織の話がありましたけれども、これは人事については都教委とのいろいろな協議も必要になってきますし、組織については、これコミュニティの準備会のほうで、地域の方からもいろんな声が出ていますので、そういった方の意見も入れながら、これからつくっていくという構想なんですね。したがって、ひょっとすると校長は1人になるかもしれないし、このまま2人かもしれないし、それはこれから一番いい形がどういう形なのか、村山学園の実践を踏まえて、新しい形の小中一貫教育を実践していこうと、そういう校長の思いと地域の思い、職員のほうはまだこれからですけれども、そういったような現状でございます。

ただ、平成26年度の教育課程の受け付けの中で、この内容が入ってきますので、今の段階で26年度はこういう方向に進みますと、こういうような協議内容でございます。

○土田職務代理者 はい、分かりました。

○高橋委員長 よろしいですか。

○土田職務代理者 ええ。

○高橋委員長 それでは、いろいろとまた御意見あろうかと思っておりますけれども、また後ほど別の機会を擁したいと思っております。

それでは、卒業証書の告辞の部分については、何か御意見ございますか。

これについてもちょっとまた、後ほど言葉、字句とかそういう部分については幾つかあるかと思っておりますけれども、何かありますか。

○本木委員 いや、余りなれてないんです。ちょっと長いかなみたいな気がするんですけどね。

○高橋委員長 まあ、そういう意見も……

○持田教育長 これ何分を想定しているんですか。

○高橋委員長 小寺指導担当参事。

○小寺指導担当参事 例年と同じような長さで考えておりますので、基本的には小学校の場合は3分、中学校の場合は、それに加えて30秒ほど長いかなというふうに考えております。

以上でございます。

○高橋委員長 よろしいですね。

(発言する者なし)

○高橋委員長 それでは、これをもって協議事項を終わります。

---

## ◎日程第20 その他

○高橋委員長 日程第20、その他に入ります。

委員からの報告等の御発言があればお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋委員長 事務局からの発言等があれば……

○中野教育総務課長 ありません。

○高橋委員長 それでは、これをもってその他を終わります。

---

◎日程第21 議案第20号 校長の任命に係る内申について

(議案第20号は人事案件のため、会議録は非公開)

◎日程第22 議案第21号 副校長の任命に係る内申について

(議案第21号は人事案件のため、会議録は非公開)

---

◎閉会の辞

○高橋委員長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成26年第2回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後12時06分閉会